学校いじめ防止基本方針

岸和田市立城北小学校
令和３年度版

第１章　いじめ防止に関する考え方

１　基本理念

〇いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。いじめはすべての子どもにおこりうる問題であり、どんな理由があっても「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢が必要持つ。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりするような行為も許されるものではない。

家庭でのしつけや地域社会、学校での活動を通して、小さいころから規範意識や人権感覚を養うことが必要である。

〇豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認めあい、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識や人権意識を基盤として、仲間とともに問題を解決するために必要な力を育成していかなければならない。

家庭生活や地域での活動、学校教育などさまざまな場面で、よりよい人間関係やコミュニケーションについて考える機会を子どもたちに与え、体験させることが重要である。

〇地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではない。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域などすべての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。そうした社会との関わりの中で、子どもは、すべての人をかけがえのない存在として大切にする気持ちを養っていく。子どもを取り巻く大人たちがよいモデルとなって、子どもたちを導く存在となることが求めらる。

〇発達障がいを含む、障がいのある子どもがかかわるいじめやその他について

子どもの障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、子どものニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導支援が必要をする。また、帰国した子どもや外国人の子ども、性同一性障がいに係る子ども、震災により避難している子どもなど、学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常的に子どもの特性をふまえた支援や保護者との連携、周囲に対する必要な指導を組織的に行う。

本校では、「個々の良さを認め合い、お互いに信頼し、ともに学びともに生きる、たくましく豊かな人間の育成」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいます。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「城北小学校　学校いじめ防止基本方針」を定める。

２　いじめの定義

いじめ防止対策推進法には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

いじめには、多様な態様がありる。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あり、いじめられた子どもの立場に立って、子どもの様子等をきめ細かく観察するなどして確認していく。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の確認等を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

～　“閉じた”集団の中でのいじめ　～

近年のいじめの特徴として、普段一緒に行動しているグループの仲間など、ある一定の人間関係があるグループや集団の中でいじめがおこることがあげられる。このグループや集団は外に対して“閉じた”状態にあり、その中での出来事は、その他の子どもや大人には見えにくく、一見すると遊びやふざけあいとしか見られないため、いじめの発見がおくれ、事態を深刻化させてしまう危険性がある。

また、いじめの加害・被害の関係も固定化されたものでなく、ふとしたきっかけで加害・被害が入れ替わるため、グループ内でいじめがおこった際に、周囲からのいじめをやめさせようとするはたらきが弱く、逆にいじめに加担したり、傍観したりする場合も見られる。

～　インターネット・SNS等を介したいじめ（ネット上のいじめ）　～

スマートフォンなどの普及により、インターネットや、LINE・Twitterなどに代表されるSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を介したいじめが数多くおこっている。また、加害・被害の当事者でのトラブルやいじめが、インターネットやSNS によって広がり、深刻化する事例もでてきている。

インターネットがもつ特性から、ネット上のいじめは、不特定多数の人々から、即座に、さまざまな形でいじめを受けることにつながり、被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きくなる。また、SNS のグループ内でのやり取りなどは、周りの大人にとって、いじめに気づくことが難しく、発見や対処が遅れることがある。

さらに、インターネットやSNS ではメールやメッセージなどを通じてやりとりをするため、面と向かっての会話に比べて相手の意図を理解しづらく、表現などで誤解を招きやすい傾向がある。そのため、コミュニケーション能力を育てていく途上にある子どもたちにとっては、問題がより複雑になり、いじめの解決が難しくなる場合が多く見られる。

３　いじめ防止のための組織

⑴ 名称

「いじめ問題対策委員会」

⑵ 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主担者、養護教諭、人権教育主担者、関係学年主任・各担任。必要に応じて外部専門家（ＳＣ（スクールカウンセラー）、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）、子ども家庭センター、市役所内子育て給付課等）も参加。

⑶ 役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめの未然防止
ウ　いじめの対応
エ　教職員の資質や人権感覚の向上のための校内研修
オ　年間計画の企画と実施
カ　年間計画進捗のチェック
キ　各取組の有効性の検証
ク　学校いじめ防止基本方針の見直し
ケ　児童の人権意識の育成

４　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

いじめ問題対策委員会は、（各学期の終わりなど）定例として年４回（場合により臨時に行う）、（検討会議を）開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

ＰＤＣＡに関しては、最初に実態把握を踏まえた目標を設定し、それを達成するために「計画（Ｐ＝Ｐｌａｎ）」を立て、それを「実行（Ｄ＝Ｄｏ）」に移し、一定期間経過後、期待される変容（目標の達成）が得られたか否かを実態把握に基づいて「点検・評価（Ｃ＝Ｃｈｅｃｋ）」し、「改善・見直し（Ａ＝Ａｃｔｉｏｎ）」の流れを全職員が認識し、サイクルで取り組む意義を尊重しつつも、ＰＤＣＡの表現を柔軟にふくらませて考えていく。

５　年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岸和田市立城北小学校　いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
４月 ５月 ６月 ７月	入学式・始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 申し送り事項の引き継ぎ会議で児童の様子を把握 家庭訪問による家庭状況把握 生指人権特支全体会（職員向け） 校外学習（集団づくり） 生活アンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 申し送り事項の引き継ぎ会議で児童の様子を把握 家庭訪問による家庭状況把握 生指人権特支全体会（職員向け） 校外学習（集団づくり） 生活アンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 申し送り事項の引き継ぎ会議で児童の様子を把握 家庭訪問による家庭状況把握 生指人権特支全体会（職員向け） 校外学習（集団づくり） 生活アンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握） 宿泊学習（集団作り）	第１回　いじめ問題対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 毎週１回の情報交換 子どもの様子交流会 生指人権特支全体会（職員向け） アンケート確認 第２回いじめ問題対策委員会（進捗確認）
９月 10月 11月 12月	（集団づくり） 運動会 (集団作り) 校外学習（集団づくり） 音楽会 （集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握） 生活アンケートの実施	（集団づくり） 運動会 (集団作り) 校外学習（集団づくり） 音楽会 （集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握） 生活アンケートの実施	（集団づくり） 運動会 (集団作り) 校外学習（集団づくり） 修学旅行・音楽会 （集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握） 生活アンケートの実施	教育相談週間 アンケート確認 第３回いじめ問題対策委員会（状況報告と取組みの検証）
１月 ２月 ３月	情報モラル学習 （児童・保護者向け） 生指人権特支全体会 （職員向け） 修業式	情報モラル学習 （児童・保護者向け） 生指人権特支全体会 （職員向け） 修業式	情報モラル学習 （児童・保護者向け） 生指人権特支全体会 （職員向け） 修業式・卒業式	生指人権特支全体会 （職員向け） アンケート確認 第４回いじめ問題対策委員会（年間の取組みの検証）

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別の教科　道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

（体制）（いじめ対応プログラムⅠ　）

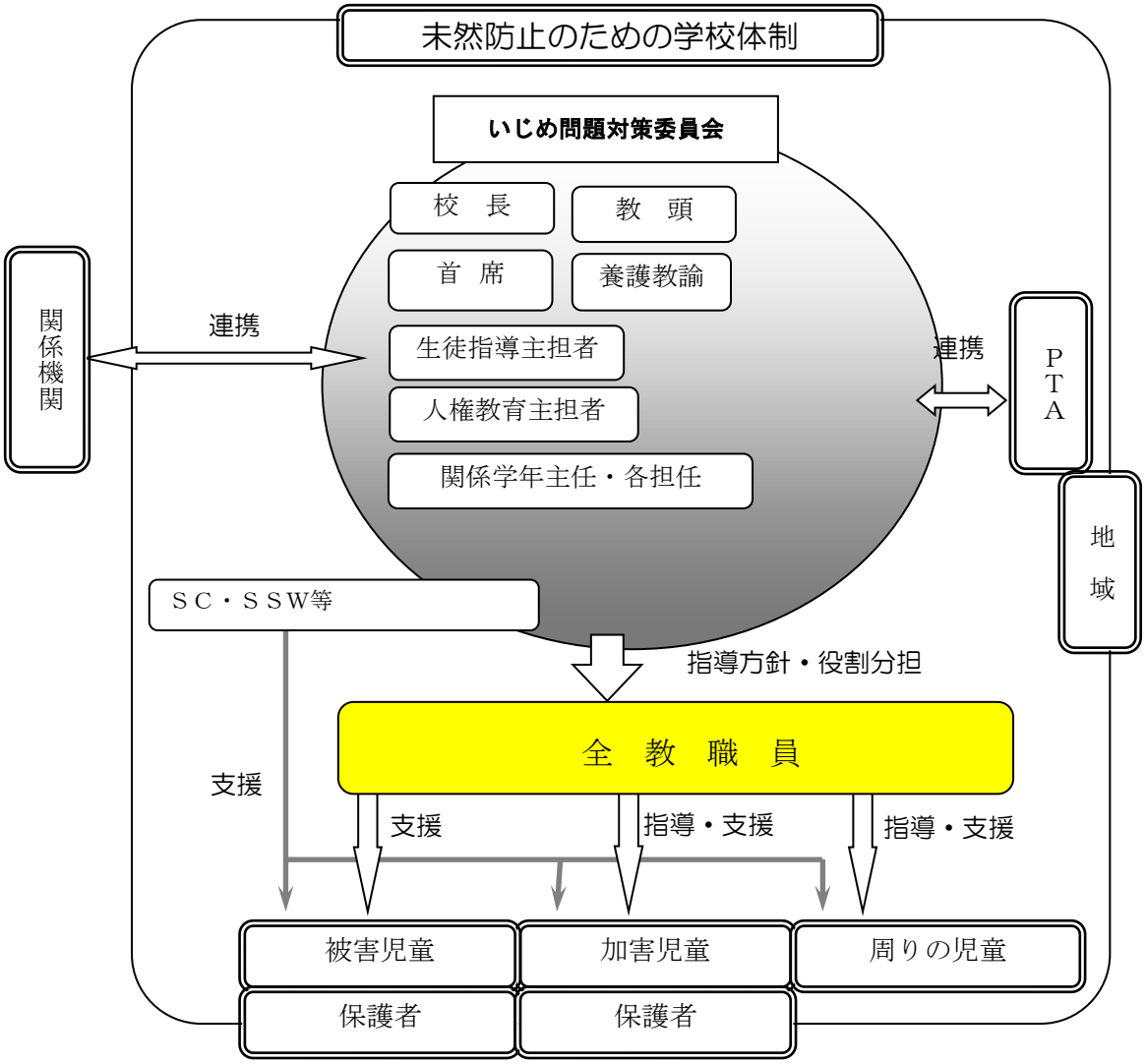

２　いじめの未然防止

○いじめの防止

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のためには，全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

全ての児童を，いじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない土壌をつくるために，関係者が一体となった継続的な取組を行う。

このため，学校の教育活動全体を通じ，全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し，児童生徒の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う

○規範意識や人権感覚を育む

自己肯定感や自尊感情の土台の上に、家庭や地域・学校での豊かな体験を積み重ねて、規範意識（社会や集団のルールや善悪の判断）や、人権感覚（自分の大切さとともに他者の大切さを認める気持ち）を育む。

対等で豊かな人間関係の基礎となる道徳教育や人権教育に粘り強く取り組む。

○望ましい集団活動を通して思いやりや協調性、主体性を育む

・自分と他者との違いを認めあい、他者の願いや思いを共感的に受け止めるような感性を身につけさせる。
・安心して自分の意見を述べることができる親和的な雰囲気の集団をつくる。
・互いに助け合い、協力して問題を解決していく体験を積み重ねる。
・望ましい集団活動を通じて、子どもの思いやりや協調性、主体性を育む。
・集団活動に必要なコミュニケーション能力や社会的なスキルについても、言葉のみの理解にとどまらず、家庭や地域、学校での体験活動を通じて子どもたちが身につけていくことができるように取り組む。

○生指・人権・特支全体交流会

・生徒指導と連携し、各学級の児童を抽出し、その実態と手だてを報告する。
・児童については学年で常に情報交換を行い、必要なときには職員に報告し全職員の共通理解を図る。
・学年末に各学年での実践報告を行い、記録・整理しまとめする。

第３章　早期発見と認知

１　基本的な考え方

未然防止の取り組みを充実させても、現実にはいじめがおこってしまうことがある。したがって、いじめを早期に発見することが、事態の深刻化を防ぐという点からも特に重要である。

○いじめの認知

いじめの認知については、学校園から市教育委員会へ報告を行う。

○小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気づく力を高めることが必要である。小さな兆候であっても、いじめとしての積極的な認知を行い、早い段階から的確に関わりをもつようにする。

学校においては、教員との信頼関係の構築や個人面談を含む教育相談の実施、定期的なアンケート調査、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい環境を常に整えることに努める。また、周知の際には、相談によっていじめの解決につながった事例を示すなど、子どもたちが自ら周囲に援助を求めることの重要性が理解できるようにする。

○情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、一人でいじめの実態を把握することは大変困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、他の業務に優先して、かつ即日、いじめ問題対策委員会に情報を全て報告・相談し、組織的として迅速に一貫した対応を行う。そのためには学校・家庭・地域や関係諸機関が、普段から信頼関係を構築し、気兼ねなく相談できる環境を整えておく必要がある。また、教員はいじめに係る情報を適切に記録する。

第４章　いじめに対する対応

（１）事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた（あるいは受けた可能性のある）子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先する。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるような関係者間の連絡体制等を整えておくよう努める。

その上で、いじめたとされる子どもに対して事実関係の確認を行う。

学校では、大阪府の「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」なども参考に、市教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応する。

（２）毅然とした姿勢で対処し、粘り強い指導を行う

いじめた子どもに対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示し、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える。

いじめの場合、いじめた子ども自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。いじめた子どもが自分の行為の重大さを認識して反省し、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくために、学校の教職員全体での継続的で粘り強い指導を行う。

また、保護者や地域の関係者へのはたらきかけや、警察や福祉機関、その他の関係機関との連携による指導も行う。

しかし、いじめられた子どもの立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てに厳しい指導で対処するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害側の子どもが謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処もする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ問題対策委員会へ情報共有する。

（３）集団全体の課題としてとらえる

いじめには、加害・被害の二者関係だけでなく、その所属する集団のもつ課題が大きく影響する場合があるため、いじめた子どもだけでなく、いじめをはやしたてたり、おもしろがったりしてみている「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」なども、いじめを受けている子どもにとっては孤独感や孤立感を強める存在であること、いじめは当事者だけの問題ではなく、いじめがおこった集団全体の課題であることを認識させる必要がある。

一人一人が集団の課題に向き合い、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考え、心の悩みへの共感性を育てることを通じて、子どもたちの行動の変容を求めていく。

（４）いじめの解消に向けて

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」と判断するためには、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の２つの要件が少なくとも満たされている必要がある。なお、解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性を十分にふまえ、日常的に注意深く観察していく必要がある。

☆　重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）
①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

５つのレベルに応じた　問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料参考

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教職員の保護にもつながるものである。

①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
③教職員が適切な指導が行えない状態を避ける。
④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。

レベルⅠ

➢警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
➢被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

レベルⅡ～Ⅴ

校内委員会の開催　《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》

メンバー：管理職・首席・生徒指導担当・人権教育担当者・学年主任・担任・学年教員・養護教諭
➢必要に応じ、校長の判断でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家を加えることが可
☆役割分担（児童生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
☆状況の把握…事実を時系列で整理【記録】
☆対応方針の確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

レベルⅠ

管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

対応可

SC、SSWとの連携

レベルⅡ

管理職・生徒指導部（担当）を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベルⅢ

警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル

管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。

レベルⅣ

教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル

教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

レベルⅤ

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

市町村問題解決チームの支援要請

府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

再発防止に向けて
継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

留 意 事 項

➢対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
➢レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
➢いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
➢児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

５つのレベルの例示

レベルⅠ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□ことばによるからかい　□無視　□攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）

◇無断欠席・遅刻　◇反抗的な言動　◇服装・頭髪違反　◇授業をさぼる　◇学校施設の無許可使用　等

※同様の行為を２回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】 放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の児童を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないよう注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。

↓

・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□仲間はずれ　□悪口・陰口、暴言　□攻撃的な言動や行動（ぶつかる・叩く・蹴る等）

◇軽微な賭けごと　◇軽微な授業妨害　◇軽微な器物損壊　◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の児童が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。

↓

・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該児童2名を指導した。

・管理職・教職員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□暴言・誹謗中傷行為〈集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの〉　**□脅迫・強要行為**〈態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの〉**□暴力**（蹴る・叩く・足をかける等でレベルⅣの暴力にあたらないもの〉

◇喫煙　◇軽微な窃盗行為　◇悪質な賭けごと　◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行う場合がある

【事例Ⅲ－①】児童間での暴力行為を行った児童を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする児童たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教職員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。

↓

・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教職員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□重い暴力・傷害行為　□重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持　◇違法薬物の所持・販売行為　◇窃盗行為　◇痴漢行為　等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教職員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の児童が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も 30 分ほどバイクで走り回る行為を続けた。

↓

・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持　◇放火、強制わいせつ、強盗　等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該児童は授業妨害・児童間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った児童は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治３カ月の重傷を負わせた。

↓

・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

Ａ．加害児童生徒への説諭

◇担任・学年教員・養護教諭等による説諭
◇生徒指導主事（生活指導担当）・管理職による説諭

Ｂ．学級会での話し合い

◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取り組み等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

Ｃ．加害・被害の児童生徒による話し合い

◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

Ｄ．教職員、管理職による講話

◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

Ｅ．ゲストティーチャ―による講話

◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

Ｆ．清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し（活動と連携し）、学級・学年や学校全体で取り組む。

Ｇ．児童会・生徒会の活動

◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・児童会活動として取り組む（〇〇宣言、△△アピールなど）。

Ｈ．読書・映画等の教材活用、感想文

◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

Ｉ．家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て､加害児童生徒が家族で話し合い､自身の行動の反省と決意を整理する。

Ｊ．作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表明

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

Ｋ．保護者への説諭（管理職・警察ＯＢ等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

Ｌ．「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

Ｍ．少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

Ｎ．警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

Ｏ．スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置（小学校に派遣）しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

Ｐ．市町村問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

◇規範意識・社会性等の育成
◇学習支援
◇情緒の安定
◇福祉機関と連携した家庭への支援
◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Ｑ．レベルⅢ～Ｖで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

１）学校への直接的なサポート

〇スクールカウンセラー（ＳＣ）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週１回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

２）市町村教育委員会へのサポート

〇スクールソーシャルワーカー（ＳＳW）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当ＳＳW及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

〇スクールロイヤー（ＳＬ）

スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

〇学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長ＯＢ）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導体制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。

３）緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

○緊急支援チーム

緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかわる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じて、府教育委員会指導主事・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等から必要な分野の専門家を緊急支援チームとして編成し、市町村教育委員会及び学校に緊急派遣する。

〈構成メンバーと役割〉

➢府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
➢臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
➢社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
➢弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
➢精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。
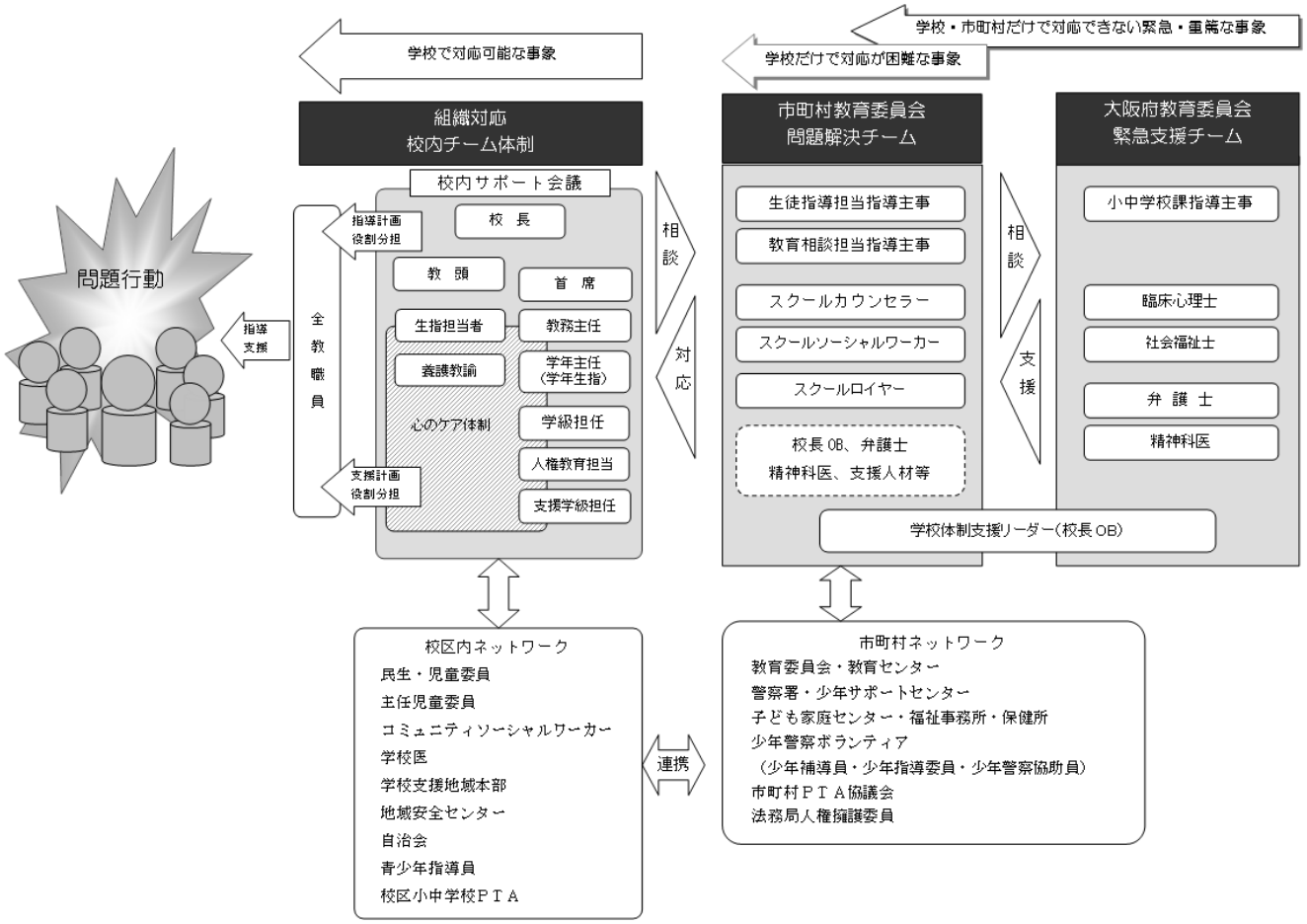
〈緊急支援チーム派遣のイメージ〉